

株式会社道北エナジー「(仮称) 浜里風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年2月5日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 浜里風力  
発電事業環境影響評価方法書について、株式会社道北エナジーに対し環境保  
全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道天塩郡幌延町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 60,000~100,000kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 8月19日
住民等意見の概要受理	平成27年10月27日
北海道知事意見受理	平成28年 1月21日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

株式会社道北エナジー「(仮称) 浜里風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 地形及び地質について

対象事業実施区域の全域は、砂丘・風紋を要素として日本の典型地形に選定されている「稚咲内」に含まれており、土地の改変による影響が懸念される。このため、対象事業実施区域は、利尻礼文サロベツ国立公園の区域の変更の際、国立公園の資質を維持するための緩衝地帯として普通地域の指定について審議された経過があることも踏まえ、現存する重要な地形（砂丘・風紋）の範囲を明らかにし、これを避けるとともに、止むを得ず避けることができない場合は、これらへの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

2. 動物について

対象事業実施区域及びその周辺は、希少鳥類を含む多様な鳥類が生息していることに加え、海ワシ類の主要な餌場となっている海岸線に近接していることから、バードストライクの発生、生息環境及び渡りへの重大な影響が懸念される。このため、鳥類に対する環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 希少猛きん類の渡りを含む鳥類の生息調査について、対象事業実施区域は I B A に選定されている区域を含むこと、対象事業実施区域の周辺が国指定及び道指定鳥獣保護区となっていること、ラムサール条約登録湿地に近接することなど、鳥類の生息環境のポテンシャルの高さを考慮した上で、適切な調査時期及び回数とするとともに、適切に評価すること。
- (2) ブレードへの衝突確率の推定に当たっては、事業者が示した文献のほか、入手可能な最新の文献・資料等から適切な方法を選択すること。
- (3) 対象事業実施区域は、オオヒシクイの渡りのルートになっているほか、重要な鳥類が数多く確認されているため、対象事業実施区域から I B A の区域を除外することを検討する必要があるが、除外しない場合は、重大な影響を回避・低減するとともに、適切に評価すること。
- (4) ペンケ沼、ペンケ沼周辺湿地を含む下サロベツ原野では、近年、継続してタンチョウの繁殖が確認されており、今後も生息分布拡大の可能性がある。このため、専門家からのヒアリングの際に指摘された「飛行・移動経路確認手法」の実施時期及び実施方法等を明らかにし、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 3. 植物について

対象事業実施区域は、学術的価値の高い利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区に隣接しており、国立公園内の湿性植生及びミズナラ、カシワを主体とする砂丘林への影響が懸念される。このため、重大な環境影響を回避又は十分に低減するため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 4. 生態系について

対象事業実施区域及びその周辺は、砂丘林等の自然度の高い重要な自然環境のままとりの場が存在しており、特に、動植物の生息・生育環境の保全に配慮すべき地域である。このため、地域の特性に応じた注目種の選定に当たって、専門家等の助言を得ながら、複数種を候補にするとともに、好適性区分面積等の解析は、対象事業実施区域及びその周辺の現況を十分に再現できる手法を用いて的確に把握の上、土地の改変による影響のみならず施設の稼働に伴う忌避行動等を含め環境の変化による影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 5. 景観について

対象事業実施区域の周辺は、利尻礼文サロベツ国立公園に指定され、湖沼、海岸、山岳景観が一体となって織りなす風景が優れた自然の風景地となっているが、風力発電設備の配置によっては、国立公園内の主要な眺望点である幌延ビジターセンター、北緯45度モニュメント、サロベツ原野駐車公園及び道道106号稚内天塩線から利尻島、抜海・稚咲内海岸の眺望景観に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度の調査に当たっては、当該国立公園が山岳、海食崖、湿原、海岸砂丘など変化に富む景観を有していることを考慮し、利尻島に限らず適切な景観資源を抽出し、主要な眺望点から眺望した場合の風力発電設備の介在状況について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 6. 累積的影響について

対象事業実施区域及びその周辺では、既設風力発電設備が近接するほか、他事業者の風力発電事業の計画が進められているため、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について調査、予測及び評価する必要がある。このため、関係する環境影響評価項目について、明らかになっている情報に加え、今後、専門家等の意見を踏まえて他事業との累積的影響について予測及び評価を行うこと。